

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、その近傍において就労していたが、原発事故により会津若松市において就労することとなった申立人について、会社都合により郡山市に転勤となり同市で住宅を購入した平成25年6月まで、月額10万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例。

1676

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人ら及び被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

損害項目	期 間	金 額
日常生活阻害慰謝料 (X1分)	平成24年9月1日 ～平成25年6月30日	1,000,000円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目（前項記載の期間に限る。）についての和解金として、合計金1,000,000円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（第1項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人ら及び被申立人が各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争

解決センターに交付する。

令和2年4月20日

(仲介委員 徳田 暁)